

諮問庁：国立大学法人北海道大学

諮問日：平成30年12月27日（平成30年（独個）諮問第62号）

答申日：平成31年3月7日（平成30年度（独個）答申第47号）

事件名：本人が送付した告発状に対する通知に関する保有個人情報の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者が特定年月日 a 付で送付した告発状に対し、特定年月日 b 付特定文書番号で通知した決定に関する保有個人情報一切」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる文書 1 ないし文書 8 に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、別表の 3 欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月14日付け海大第2-45-3号により、国立大学法人北海道大学（以下「北海道大学」、 「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件は、特定年月日 a に審査請求人が行った研究不正の告発に対し、特定年月日 b 処分庁が特定文書番号で調査を行わないと通知した処分に係る保有個人情報に関する一部開示決定に対する審査請求である。処分庁は、種々の理由を述べ、多くの文書の不開示決定を正当化するが、それらの理由にはなんら正当な根拠がないので個別に反論する。

(1) 原議書（文書 1）

被告発人の氏名が不開示になっているが、審査請求人は告発者本人であり、審査請求人が知り得る個人情報なので不開示は不当である。

(2) 特定年月日 a 付け告発状について（通知）案（文書 2）

被告発人の氏名が不開示になっているが、審査請求人は告発者本人であり、審査請求人が知り得る個人情報であるし、実際に送付された通知

でも開示されていたので、不開示は不当である。

(3) 特定年月日 a 付け告発状について (文書 3)

ア 告発状の概要

被告発人の氏名等が不開示になっているが、審査請求人が作成し提出した告発状であるから、その全ては当然審査請求人が知り得る個人情報であるので不開示は不当である。

イ 告発内容に係る科学的な合理性の有無等の検討結果

当該部分には、審査請求人の告発に対する検討結果が様々記載されているが、検討を行った日時・場所・参加者等が全く記載されていない。検討に関する通知文書等を全て特定し、開示決定を行うべきである。

また、不開示部分が多くあるが、その多くは審査請求人が告発状に記載し、審査請求人が知り得る個人情報であると思われるので不開示は不当である。仮に審査請求人が知り得ない個人情報であったとしても、経済産業省作成の「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(以下「指針」という。)によれば、「本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、調査機関は予備調査に係る資料等を保存し、資金配分機関や告発者等の求めに応じ開示するものとする。」とあるので、全部開示すべき情報である。

なお、指針によれば、「告発を受けた研究機関等が調査を行う研究機関等に該当しないときは、告発者の了解を得て、V-2の1により調査を行う研究機関等に当該告発を回付する。」とあるが、処分庁は告発者である審査請求人の了解を得るところか、この文書においてもV-2の1により調査を行う研究機関等を明らかにしていないので、指針に沿った処分を行っていないことは明らかである。

ウ 告発状への対応

顧問弁護士の氏名や相談への参加者等が記載されていないので、相談に関する通知文書等を全て特定し、開示決定を行うべきである。これらの情報も指針に基づき全て開示すべき情報である。

エ その他

会社名等が不開示にされているようだが、審査請求人が作成し提出した告発状に記載された情報で、審査請求人が知り得る個人情報であるので不開示は不当である。

(4) 特定年月日 a 付けご連絡 (文書 4)

弁護士の氏名等が不開示になっているが、審査請求人は告発者本人であって審査請求人が知り得る個人情報であるし、処分庁のホームページでも研究活動上の不正行為に係る告発窓口として公表されているので、

不開示は不当である。

(5) 開示請求者以外の者の人事記録（甲）及び（乙）（文書6）

当該人事記録は、被告発人である特定人物の雇用財源である特定事業の研究担当者であった審査請求人が提出した申請書類等から作成されたものであるから、審査請求人が知り得る部分は開示すべきである。

処分庁は、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれを理由に数々の部分を不開示としたが、その多くは告発者である審査請求人が知り得る個人情報であり、その処分は不当である。また、処分庁は、検討結果や顧問弁護士への相談に関する文書を特定させず、開示決定を行っていないが、この処分も不当である。法は、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るための法律で、指針も守らない役職員の責任を個人の権利利益を害するおそれなどで守るための法律ではない。処分庁は、法43条にしたがい、審査請求人の請求の全部を容認しない限りは、速やかに総務省情報公開・個人情報保護審査会に諮問すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が特定年月日 a 付けで本学宛てに送付した告発状に対し、特定年月日 b 付け特定文書番号で通知した決定に関する保有個人情報一切を対象としたものであり、別紙に掲げる文書1ないし文書8に記録された保有個人情報を特定した。

2 原処分について

本件については、以下の理由により、部分開示とする決定を行った。

<不開示部分>

(a) 文書1ないし文書3における開示請求者以外の氏名

(b) 文書3における特定企業名

(c) 文書4における担当弁護士の氏名及び印影

(d) 文書6における記載事項（表題及び項目を除く）

<不開示理由>

(1) 上記(a)については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、公にすることにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号の不開示情報に該当するため、不開示と決定した。

(2) 上記(b)については、開示することにより、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当するため、不開示と決定した。

(3) 上記(c)については、業を営む弁護士の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報

に該当するため、不開示と決定した。

- (4) 上記(d)については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、公にすることにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号の不開示情報に該当するため、不開示と決定した。

3 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、部分開示とした原処分は妥当である。

4 原処分を維持する理由

本件開示請求の対象として特定した本件対象保有個人情報、審査請求人が特定年月日a付けで本学宛てに送付した研究活動の不正行為に関する告発状に対し、特定年月日b付け特定文書番号により、被告発者が本学職員として行ったものではないため、本学は告発内容を調査すべき機関に該当しない旨通知した決定に関する保有個人情報一切を対象としたものであり、本件対象保有個人情報を特定した。これらは、特定年月日b付け特定文書番号で通知した決定に関する決裁書類である。

文書1ないし文書3における開示請求者以外の氏名及び文書6における記載事項(表題及び項目を除く)については、法令の規定により又は慣行として公になることが予定されているとはいえず、公にすることにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号の不開示情報に該当すると判断したものである。なお、審査請求人(開示請求者)は、同人が知り得る個人情報は開示すべきであると繰り返し主張しているが、開示請求者が当然これを知っている情報であったとしても、本学が作成した保有個人情報の中で、公にすることにより開示請求者以外の第三者及び企業の権利利益を害するおそれがある場合には、不開示情報に該当すると判断したものである。

文書3における特定企業名については、公にすることにより、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当すると判断したものである。

文書4における担当弁護士の氏名及び印影については、審査請求人が主張する研究活動上の不正行為に係る告発窓口として本学ホームページ上で公開している情報には当たらず、業を営む弁護士の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当すると判断したものである。

また、審査請求人は、文書3に記録された内容に関して、保有個人情報の特定が不十分である旨主張するが、文書3は文書1に付随する経緯説明文書として起案課が作成したものであり、本件開示請求を受け、念のため本学において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の再探索

を行ったが、原処分で掲げた文書以外に本件請求保有個人情報記録された文書の存在は確認できなかった。

よって、本学においては本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報記録された文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

5 結論

以上のことから、諮問庁は、原処分を維持し、本件対象保有個人情報は部分開示とすることが妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月21日 審議
- ④ 同年2月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年3月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象とすべき保有個人情報があるとしてその特定を求めるとともに、本件対象保有個人情報の不開示部分を開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、本件対象保有個人情報の外に告発に対する検討及び顧問弁護士への相談に関する通知文書等に記録された保有個人情報の特定を求めているものと認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該通知文書等を特定しなかったことの妥当性について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、告発に対する検討を行った日時・場所・参加者等が全く記載されていないので、検討に関する通知文書等を全て特定すべき旨主張するが、告発に対する検討は、文書3及び文書5のみで行われており、告発に対する検討を行った日時・場所・参加者等が記載された保有個人情報は作成していないため、北海道大学において当該保有個人情報は保有していない。

イ また、審査請求人は、顧問弁護士の氏名や相談への参加者等が記載されていないので、相談に関する通知文書等を全て特定すべき旨主張するが、顧問弁護士との相談についても、文書3及び文書5のみで行われており、顧問弁護士の氏名や相談への参加者等が記載された保有個人情報を作成していないため、北海道大学において当該保有個人情報は保有していない。

ウ なお、念のため、執務室内及び書庫等を探索したところ、これらの保有個人情報の存在を確認することはできなかった。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められないことから、告発に対する検討及び顧問弁護士への相談に関する通知文書等に記録された保有個人情報が処分庁において作成されたと認めることはできず、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報として特定しなかったことは、妥当である。

3 不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報の不開示部分は、別表の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分4であると認められる。

(1) 不開示部分1について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、開示請求者以外の者の氏名であり、特定の個人を識別できる情報であることから、法14条2号に該当する。

(イ) 審査請求人は、当該部分は自身が当然知り得る個人情報である旨主張するが、審査請求人が当然知り得る情報であったとしても、北海道大学が作成した保有個人情報の中で、公にすることにより開示請求者以外の第三者等の権利利益を害するおそれがある場合には、不開示情報に該当するものとする。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であることが認められる。

(イ) 当該部分は、審査請求人が作成し提出した告発状の内容から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) 不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由

等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、特定企業の名称及び特定企業名を推認できる情報であり、開示することにより、当該特定企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

(イ) 審査請求人は、当該部分は自身が当然知り得る個人情報である旨主張するが、審査請求人が当然知り得る情報であったとしても、北海道大学が作成した保有個人情報の中で、公にすることにより開示請求者以外の第三者等の権利利益を害するおそれがある場合には、不開示情報に該当するものとする。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、文書3（特定年月日a付け告発状について）のうち特定企業の名称及び特定企業名を推認できる情報の部分であることが認められる。

(イ) 当該部分は、審査請求人が作成し提出した告発状の内容から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これらを開示しても、特定企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(3) 不開示部分3について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、北海道大学における研究活動上の不正行為に係る告発窓口である法律事務所に所属する弁護士の氏名及び印影であり、これらは公表されておらず、審査請求人が知り得る情報でもないことから、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、当該法律事務所に所属する弁護士の氏名及び印影部分であることが認められる。

(イ) 当該弁護士の氏名部分は、これを開示しても、当該法律事務所に所属する弁護士の氏名であることが明らかとなるにすぎないので、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法14条3号イに該当せず、開示すべき

である。

(ウ) 一方、当該弁護士の印影部分は、文書4（特定年月日a付けご連絡（当該弁護士が北海道大学に告発状を送付した際の送り状））の記載内容が真正なものであることを証する機能を有するものと認められることから、これを公にすると、偽造による悪用等、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法14条3号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

(4) 不開示部分4について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、審査請求人以外の者の人事記録であり、特定の個人を識別できる情報であることから、法14条2号に該当する。

(イ) 審査請求人は、当該部分は自身が知り得る情報である旨主張するが、当該人事記録は、北海道大学の人事管理等のために作成された個人の記録であり、北海道大学人事担当以外の者に閲覧することは予定されていないことから、審査請求人が知り得る情報ではない。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、北海道大学の人事管理等のための個人の記録であると認められ、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、一体として特定の個人を識別することができるものに該当する。

(イ) 当該部分のうち氏名（ふりがなを含む。）部分は、文書3の開示部分及び審査請求人が作成し提出した告発状の内容から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(ウ) 一方、当該部分のうち氏名（ふりがなを含む。）部分を除く部分は、審査請求人が知り得る情報であるとはいえないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、個人識別部分である氏名を開示することから部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法14条2号に該当し、不開示とすることは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、北海道大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び3号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象保有個人情報）

- 文書 1 原議書
- 文書 2 特定年月日 a 付け告発状について（通知）案
- 文書 3 特定年月日 a 付け告発状について
- 文書 4 特定年月日 a 付けご連絡
- 文書 5 開示請求者による特定年月日 a 付本学宛て告発状
- 文書 6 開示請求者以外の者の人事記録（甲）及び（乙）
- 文書 7 特定企業に関する閉鎖事項全部証明書
- 文書 8 特定企業に関する履歴事項全部証明書

別表

1 不開示部分		2 不開示理由 (法14条)	3 開示すべき部分
不開示部分 1	開示請求者以外の者の 氏名	2号	全て(文書1の2 頁目, 文書2及び 文書3)
不開示部分 2	特定企業の名称等	3号イ	全て(文書3)
不開示部分 3	弁護士の氏名及び印影	同上	氏名(文書4)
不開示部分 4	開示請求者以外の者の 人事記録	2号	氏名(ふりがなを 含む。)(文書 6)